

議案第40号

債権の放棄について（港湾局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市此花区朝日1丁目3番33号  
株式会社 高内建設  
大阪市此花区伝法1丁目3番61-1012号  
高内 博文  
大阪市此花区朝日1丁目3番33号  
高内 充宏  
大阪市此花区伝法1丁目3番61-1012号  
高内 千恵子
- 2 債 権 の 内 容 大阪市此花区桜島3丁目42番5内の土地の賃貸借契約に基づ  
く賃料債権
- 3 放棄する債権の額 金143,147円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放棄の理由 債務者らが破産しており、当該債務を弁済することができる  
見込みがないため

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

債務者らに対する土地の賃貸借契約に基づく賃料債権を放棄するため、この案を提出する次第である。